

消費者庁説明資料

論点 4

栄養強化の目的で使用した添加物の表示について

令和元年11月

消費者庁食品表示企画課

栄養強化目的で使用した添加物の表示に関する規定

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条（横断的義務表示事項）の規定により、

栄養強化目的で使用した食品添加物は、その表示が不要とされている（特別用途食品及び機能性表示食品を除く）。

ただし、食品表示基準別表第4に規定する、農産物漬物、ジャム類、乾めん類、即席めん、マカロニ類、ハム類、プレスハム、混合プレスハム、ソーセージ、混合ソーセージ、ベーコン類、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、ウスターソース類、乾燥スープ、食用植物油脂、マーガリン類、調理冷凍食品、チルドハンバーグステーキ、チルドミートボール、果実飲料、豆乳類は表示が必要とされている。

食品衛生法上の整理（昭和62年 食品添加物表示検討会報告書より）

栄養強化のための食品添加物

栄養強化のために添加されるビタミン、ミネラル、アミノ酸等についてはこれを食品添加物として取り扱わない国が多く、FAO/WHOにおいても食品添加物の定義の中にこれを含めていない。ビタミン、ミネラル、アミノ酸等を栄養強化の目的で使用する場合は、その含有量の表示も重要であることから、調製粉乳の表示等特殊な事例を除き、別途栄養成分として取り扱うことが適当と考える。

しかし、ビタミン、ミネラル、アミノ酸等を栄養強化の目的以外に使用する場合にあっては、他の食品添加物と同一に取り扱うことが適当である。



【食品表示基準における現在の栄養成分の量及び熱量の表示について】

- ・ 義務表示：（生活習慣病予防や健康の維持・増進に深く関わる重要な成分）熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量に換算したもの）
- ・ 任意表示：ビタミン、ミネラル
- ・ アミノ酸は食品表示基準に記載はない。

食品表示基準別表第 4 に規定する、表示を必要とする品目の考え方について

- 表示を必要とする品目はJASにおいて強化剤の使用を認めている又は認めていた品目。JASは、品質向上のため、食品添加物の使用を必要かつ最小限として規格を設けている。
- JAS法は、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の合理的な商品選択に資するということを目的としていた（平成25年の食品表示法公布により表示に関する部分は食品表示法に移管された。）。
- 食品表示一元化前の食品衛生法において表示を要しないとされていた栄養強化目的で使用した添加物であっても、JAS法において表示を求めている食品については、食品表示法制定後も使用した添加物について消費者に対し情報提供を行うこととされた。

例：乾燥スープレの農林規格第 3 条（乾燥コンソメの規格）（抜粋）

	新規制定時（昭和50年5月30日）農林省告示第602号	平成元年10月21日改正時農林水産省告示第1399号
食品添加物	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 3 抗酸化剤 L-アスコルビルン酸ステアリン酸エステル及び dl- α -トコフェロール 8 強化剤（学校給食用のものに限る。） ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、カルシウム塩 及びL-リジン	次に掲げるもの以外のもを使用していないこと。 3 抗酸化剤 L-アスコルビルン酸ステアリン酸エステル及び dl- α -トコフェロール 8 強化剤 ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、カルシウム塩 及びL-リジン
表示の方法	1（2）原材料名 使用した原材料を次のアからウまでの区分により、製品に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれアからウまでに規定するところにより表示すること。 ウ 食品添加物 食品添加物は、次に定めるところより（中略）記載すること。「化学調味料」、「酸味料」、「抗酸化剤」、「呈味補助剤」、「溶解促進剤」、「着色料」又は「着香料」と記載すること。ただし、その固有の名称を表示してもよい。	ウ 食品添加物（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）別表第2に掲げる添加物（化学的合成品以外の添加物であって同表に掲げる添加物と同一の品名を有するものを含む。）をいう。以下同じ。）は、規則第5条第1項第1号ホ及び第2号、第5項並びに第8項の規定に従い、（中略）記載すること。ただし、 <u>栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、同上第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物同様に記載すること。</u>

栄養強化目的で使用した添加物の表示に係る委員等の意見 (これまでの検討会議事録から)

- 栄養強化剤に関して、キャリーオーバーと同様に免除されているといったような、細かい部分でちよっとおかしいのではないかと思う部分がある。(森田委員)

- 表示の省略の中で「栄養強化」については表示する方向へ再考が必要です。意図して食品添加物を入れているので、表示するのは当たり前ではないか。
- 記載しなくてもいい食品添加物の中に栄養強化が入っておりますが、この栄養強化のために、実は食品添加物といっても、例えばビタミンの類いであつたり、わざわざ加えているにもかかわらず、現在の表示の決まりの中では省略してもよいとなっているので、消費者として考えれば、わざわざ添加しているのであつたら、それはきちんと表示をしたほうがいい。
- 栄養強化については、例えば食品によって省略できたり、省略できなかつたりというようなこともあるようです。食品によってそのような違いがあるのは、消費者にとつては分かりにくいと思いますので、この際、この検討会の中で、栄養強化をもう一度きちんと議論していただくのがよい。(食のコミュニケーション円卓会議 市川代表)

- 表示の省略(栄養強化目的)は再考が必要とあり、これは私も実は賛同しておりますで、必要性を感じているところ。(坂田委員)

- (栄養強化目的で使用した添加物に特化した発言ではないが) 制度の変更は必要なく、現状制度を維持する。(事業者系委員等)

栄養強化の目的で使用した添加物の表示（選択肢及び手段）

選択肢	手段	留意事項
全ての食品に 表示を義務付け	食品表示基準 第3条、別表第4を改正	・ 「栄養強化の目的」の定義や基準がない。 ・ 使用量にかかわらず表示を課すことによる、消費者の誤認のおそれ。 ・ 表示量が増加することから、食品表示部会の付帯意見や一元化検討会の報告書の内容を十分に踏まえた上で検討する必要がある（次ページ参照）。
全ての食品で 表示を要しない	食品表示基準 第3条、別表第4を改正	・ 意図して使用された食品添加物であるにもかかわらず、表示されないことになり、一部の食品については情報量が減る。
現状維持	—	・ 例えば、食品によって省略できたり、省略できなかったりという違いがあるのは、消費者にとっては分かりにくい（第2回検討会議事録から）。

添加物表示の省略規定を見直すにあたっての留意事項

食品表示一元化検討会報告書（平成24年8月9日）から
ウ 新たな義務付けを行う際の考え方（参考資料3）

表示対象を容器包装以外にも拡大しようとする場合
省略が認められている事項を情報提供させる方向で見直す場合

↓

優先順位の考え方を活用：より多くの消費者が重要と考える情報かどうか
例：添加物の表示について

- ・パブリックコメントで見直しの意見有 ➡ 全ての情報を容器包装上に表示義務を課すと
- ➡ 見やすさが低下するおそれ、コスト上昇のおそれ（優先順位を考慮、容器包装以外の媒体を利用も検討
消費者と事業者双方にとって選択の余地があることが望ましい）

消費者委員会食品表示部会付帯意見

第1回検討会資料2の再掲

・加工食品の原料原産地表示制度にかかる答申書（平成29年8月10日付け）における付帯意見（抜粋）

1. 義務表示の増加に伴い、製品上に表示する文字がかなり多くなっている。加工食品の原料原産地表示も含めて、今後、義務化される表示が増えれば、状況は更に深刻化し、消費者が安全性に係わる表示を見落としてしまう要因にもなりかねない。現在の食品表示は製品上への表示が対象であるが、インターネットでの表示を表示制度の枠組みに組み入れて活用する方策検討も含めて、今後、表示の在り方や食品表示間の優先順位について総合的に検討すべきである。

「食品表示の全体像に関する報告書」の概要（抜粋）

2019年8月15日公表 内閣府消費者委員会食品表示部会 食品表示の全体像に関する報告書より

活用される食品表示とするための考え方（結論）

- 一括表示部分の「分かりやすさ」について、科学的根拠に基づく客観的定義が定まっておらず、改善すべき 要素も明確ではなく、消費者の意向に関してもエビデンスが不十分である。
- 表示事項は、状況や必要とする消費者の態様によって重要性がその都度変わること等から、全ての消費者にとっての重要性は一致しない。優先順位により表示事項を容器と容器以外とに仕分けることには現時点では慎重であるべきである。
- ウェブによる食品表示に関しては、整理すべき課題が多く、引き続き検討を行うべきである。

分かりやすく活用される食品表示とするために（提言）

- 「分かりやすさ」の定義を明確にするために、また、消費者のより詳細な利活用の実態や問題点を把握するために、表示可能面積に対する一括表示面積の割合や、一括表示のデザイン、フォント、文字サイズ等の情報量の把握等の科学的アプローチに基づく調査が必要。
- ウェブによる食品表示を検討するために、優良事例等の現状を把握する調査が必要。

第4回検討会資料1-5の再掲

第4回検討会資料1-6の再掲

選択肢に応じた添加物の表示例

1 全ての食品において表示（用途名なし）

名	称	チョコレート菓子
原	材	チョコレート（乳成分・大豆を含む、国内製造）、玄米フレーク、アーモンド、オレンジピール、小麦パフ、乳糖
添	加	乳化剤（大豆由来）、調味料（アミノ酸等）、 V.E、V.B₂、V.C、V.A

2 全ての食品において表示（用途名あり）

名	称	チョコレート菓子
原	材	チョコレート（乳成分・大豆を含む、国内製造）、玄米フレーク、アーモンド、オレンジピール、小麦パフ、乳糖
添	加	乳化剤（大豆由来）、調味料（アミノ酸等）、 栄養(V.E、V.B₂、V.C、V.A)

※ 「栄養」という用途名で仮に表示。

3 全ての食品において表示しない（あるいは現状維持）

名	称	チョコレート菓子
原	材	チョコレート（乳成分・大豆を含む、国内製造）、玄米フレーク、アーモンド、オレンジピール、小麦パフ、乳糖
添	加	乳化剤（大豆由来）、調味料（アミノ酸等）

(参考) 栄養強化の目的で使用された食品添加物の諸外国の取扱いについて

豪州、ニュージーランドでは、栄養の目的で使用した物質について、食品添加物と区別して扱っている。一方で、表示に関しては、食品添加物として使用される物質に、ビタミンとミネラルが含まれており、使用したビタミン、ミネラルは表示される。

Standard 1.1.2	Definitions used throughout the Code
1.1.2-11	Definition of used as a <u>food additive</u> , etc
1.1.2-12	Definition of used as a <u>nutritive substance</u>

1.2.4-7	食品添加物として使用される物質の表示
(1)	食品添加物として使用される物質（ <u>ビタミンまたはミネラルを含む</u> ）は、成分表示において次のとおり明確に表示しなければならぬ。
(a)	物質が、別表7の分類にあてはまる場合は、分類名に続けて、別表8の名称又はコード番号を括弧を付して表示しなければならない。
(b)	その他は別表8の名称を表示する。
1.2.4-7	Declaration of substances used as food additives
(1)	A <u>substance (including a vitamin or mineral)</u> *used as a food additive must be listed in a statement of ingredients by specifying:
(a)	if the substance can be classified into a class of additives listed in Schedule 7 (whether prescribed or optional) —that class name, followed in brackets by the name or *code number of the substance as indicated in Schedule 8; or
(b)	otherwise—the name of the substance as indicated in Schedule 8.

1.2.4-8	ビタミン及びミネラルの表示
	ビタミンやミネラルが食品に添加される場合、1.2.4-7に従って表示する。その際、分類名は、“vitamin”又は“mineral”と表記する。
1.2.4-8	Declaration of vitamins and minerals
	Where a vitamin or mineral is added to a food, the vitamin or mineral may be declared in accordance with section 1.2.4-7 using the class name ‘vitamin’ or ‘mineral’